

## 用語の解説（総務省統計局平成17年国勢調査 従業地通学地集計より抜粋）

### 昼間人口 と夜間人口

昼間人口とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、下記により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

昼間人口＝宇都宮市の常住人口＋（宇都宮市への流入人口－宇都宮市からの流出人口）

### 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

宇都宮市の昼夜間人口比率＝昼間人口／常住人口×100

### 流出・流入人口

「流出人口」とは、宇都宮市に常住し宇都宮市以外へ通勤・通学する人口である。

「流入人口」とは、宇都宮市以外に常住し宇都宮市に通勤・通学する人口である。

### 従業地・通学地

就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。なお、報告書中では括弧内に読み替える。

#### (1) 自市区町村で従業・通学（市内）

宇都宮市内に常住しており、従業・通学先も宇都宮市内である場合。

#### (2) 自宅（自宅）

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合。

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

#### (3) 自宅外（自宅外通勤・通学）

宇都宮市内に常住しており、従業・通学先も宇都宮市内の人で（1）の「自宅」以外の場合。

#### (4) 他市区町村で従業・通学（市外）

従業・通学先が宇都宮市以外にある場合。これは、いわゆる宇都宮市からの流出人口を示すものである。

#### (5) 県内他市区町村（県内他市町）

従業・通学先が栃木県内の他の市町にある場合。

#### (6) 他県（県外）

従業・通学先が栃木県外の都道府県にある場合。

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

### 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事をもっているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

### 通学

ここでの通学は、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## 産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類。

(調査週間中)「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 14 年 3 月改訂)を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

なお、産業大分類は次のとおりである。

第 1 次産業	{	A 農業	第 2 次産業	{	D 鉱業
		B 林業			E 建設業
		C 漁業			F 製造業

第 3 次産業	{	G 電気・ガス・熱供給・水道業
		H 情報通信業
		I 運輸業
		J 卸売・小売業
		K 金融・保険業
		L 不動産業
		M 飲食店・宿泊業
		O 教育・学習支援業
		P 複合サービス業
		Q サービス業(他に分類されないもの)
		R 公務(他に分類されないもの)
S 分類不能の産業		